

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第86号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月7日 01時17分ごろ	
発生場所	兵庫県淡路市 江埼灯台から真方位021° 1,600m付近 (概位 北緯34° 37.2′ 東経134° 59.9′)	
事故等調査の経過	平成21年4月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{タイヨン} TAIYOUNG ^{サン} SUN (大韓民国)、2,487トン 9044152 (IMO 番号)、TAIYOUNG SHIPPING CO., LTD (大韓民国) B 漁船 ^{あかし} 明石丸、4.8トン HG3-25642 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級航海士免状 (大韓民国発給) A 二等航海士、四級航海士免状 (大韓民国発給) B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷後部外板に長さ約10m最大幅約1mの擦過傷 B 船首部外板にき裂を伴う凹損	
事故等の経過	A船は、船長及び二等航海士ほか11人が乗り組み、明石海峡航路を約15ノット(kn)の対地速力で東進中、B船は、船長Bが単独で乗り組み、明石海峡航路を横断する態勢で、約3.5knの対地速力で北進中、平成21年4月7日01時17分ごろ、A船の右舷後部外板とB船の船首部とが衝突した。 両船とも自力航行可能で、浸水や油の流出はなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮初期、潮流 東、流速 約2.6kn	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、明石海峡航路を東進中、B船の接近を認めた際、警告信号及び発光信号を行うのみで、衝突を避けるための動作をとらなかったものと考えられる。 B船は、適切な見張りを行っていなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、明石海峡航路において、A船が東進中、B船が同航路を横断する態勢で北進中、A船が接近するB船に対して警告信号及び発光信号を行うのみで、衝突を避けるための動作をとらずに航行し、また、B船が、A船に気付かずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	

